

随意契約の結果

【令和5年4月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
【URコミュニティ】市街地住宅一般清掃作業	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京東住まいセンター長 林 隆太郎 東京都墨田区江東橋4-26-5	令和5年4月1日	誠和(株) 東京都江東区毛利2-2-8	6010601003329	6,463,512円	6,449,691円	99.8%	当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については、区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的である。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、業務執行能力も確認できていることから、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】北青山三丁目市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 山本 修 東京都港区芝1-7-17	令和5年4月1日	第一青山ビル(株) 東京都港区北青山3-3-7-101	3010401065381	14,196,600円	14,196,600円	100.0%	当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的である。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、また、当該業者の業務の施工能力も確認できていることから随意契約を行うものである。	-				
【URコミュニティ】上野毛市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 山本 修 東京都港区芝1-7-17	令和5年4月1日	(有)三光商事 東京都世田谷区上野毛3-1-11	1010902006365	2,665,080円	2,665,080円	100.0%	当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的である。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、また、当該業者の業務の施工能力も確認できていることから随意契約を行うものである。	-				
【URコミュニティ】南青山三丁目市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 山本 修 東京都港区芝1-7-17	令和5年4月1日	市街地開発(株) 東京都港区北青山3-3-7-101	7010401012990	5,080,680円	5,080,680円	100.0%	当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的である。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、また、当該業者の業務の施工能力も確認できていることから随意契約を行うものである。	-				
【URコミュニティ】大森中二丁目市街地住宅一般清掃業務	業務受託者 (株)URコミュニティ 東京南住まいセンター長 山本 修 東京都港区芝1-7-17	令和5年4月1日	佐藤興業(株) 東京都品川区南大井5-20-14	4010701003734	6,685,800円	6,685,800円	100.0%	当該業務の対象団地は、機構が単独で発注権限を有しない区分所有建物であり、区分所有者と共同管理を行っている。契約相手先は、当該団地の区分所有者の指定である。清掃については区分所有者指定の業者と一元的に実施することが、費用上も業務上も効率的である。今般、区分所有者の意向を斟酌せざるを得ないという状況もあり、また、当該業者の業務の施工能力も確認できていることから随意契約を行うものである。	-				
05TKS-新川・島屋敷通り団地他昇降機保守管理業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	三精テクノロジーズ(株) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-29	3120901006634	(非公表)	141,240,000円	-	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最悪者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能である。よって、会計実施細則第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格
05T-福生団地11号棟昇降機保守管理業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	パナソニックエレベーター(株) 大阪府門真市大字門真1048	9120001159237	(非公表)	1,953,600円	-	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最悪者による管理が必須である。当該業者は、当該昇降機の工事施工者であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能である。よって、会計実施細則第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格

随意契約の結果

【令和5年4月分】 機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
05TKS-グリーンタウン小 金井他昇降機保守管理業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	横浜エレベータ (株) 神奈川県横浜市中区松影町 2-8-6	3020001029422	(非公表)	70,963,200円	-	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最悪者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能である。 よって、会計実施細則第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格
05TKS-ハートアイランド新 田一番街他昇降機保守管理業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	守谷輸送機工業 (株) 神奈川県横浜市金沢区福浦 1-14-9	8020001010674	(非公表)	17,160,000円	-	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最悪者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能である。 よって、会計実施細則第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格
05TK-青戸第二団地他昇降機 保守管理業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年4月1日	クマリフト (株) 大阪府大阪市西区京町堀1 -12-20	6120901009295	(非公表)	8,223,600円	-	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最悪者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応も可能である。 よって、会計実施細則第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格